

議案第60号

北上市産業支援センター条例の一部を改正する条例

北上市産業支援センター条例（平成28年北上市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日<u>及び土曜日</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月1日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市産業支援センターの休館日について、土曜日を追加しようとするものである。